|  |  |
| --- | --- |
| 高知県レンタル畜産施設等整備事業実施要領一部改正新旧対照表 | |
| 改正後 | 現行 |
| 第１～第10（略）  附　則  　１　この要領は、平成25年５月23日から施行する。  　２　この要領は、平成32年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第５、第７、第８及び第９の規定は同日以降もその効力を有する。  附　則  　この要領は、平成27年４月１日から施行する。  附則  この要領は、平成29年４月１日から施行する。  附則  　この要領は、平成29年12月21日から施行する。  附則  　この要領は、平成30年４月１日から施行する。  附則  　この要領は、平成31年４月１日から施行する。 | 第1～第10（略）  附　則  　１　この要領は、平成25年５月23日から施行する。  　２　この要領は、平成31年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第５、第７、第８及び第９の規定は同日以降もその効力を有する。  附　則  　この要領は、平成27年４月１日から施行する。  附則  この要領は、平成29年４月１日から施行する。  附則  　この要領は、平成29年12月21日から施行する。  附則  　この要領は、平成30年４月１日から施行する。  （新設） |